

# 大和郡山市緑の基本計画

みどりと歴史と人が織りなす金魚が泳ぐ豊かなまち

令和3年3月

大和郡山市

## 大和郡山市緑の基本計画の改訂にあたって

大和郡山市は、奈良盆地の北部に位置し、北は郡山城跡を中心とした市街地が形成され、南は筒井城跡を起点に昭和工業団地が広がっています。西には、矢田丘陵から二上山、そして金剛葛城山系が連なり、東には、大和東山の連山と田園地帯が広がります。その東西の中央には、金魚池が集積しており、本市ならではの、特徴ある田園景観が形成されています。



平成 13 年 3 月に策定した「大和郡山市緑の基本計画」から、ちょうど 20 年が経過した現在、私たちは新型コロナウイルス感染拡大という予想もしえない危機下であり、「外出自粛」「ソーシャルディスタンス」を余儀なくされ、地域経済と地域社会が大きな影響を受けています。

本市では「力を合わせて前へ！」を掛け声に、市民・行政・事業者が一丸となって頑張っていますが、あらためて、「健康」「栄養」「運動」「社会的なつながり」の大切さに気付かされました。

また、日頃から、体力や免疫力を維持するため、太陽の光を浴び、適度に運動することで、ウイルスに対する抵抗力が高まるとも言われています。

そこで、コロナ後を見据えたとき、公園や緑地などの「緑」のもつ役割は、今後ますます高まってくるのではないのでしょうか。自然との交流、人との交流、健康づくり、レクリエーションなどへの関心と期待に対して、これまで以上に、本市の「緑」が多様な機能を発揮していかなければならないと考えています。

折しも、令和 3 年度から、本市最大の歴史文化遺産である郡山城跡公園の整備が本格的にスタートします。

今回の本計画改定により、今後 15 年間の緑地保全や緑化推進、緑の活用に関する新たな将来像と目標が定まり、これらを実現する具体的な取り組みを通じて、本市の魅力がより一層発揮される計画に生まれ変わりました。

この計画が、本市の「緑」を大切に「守り」「つくり」「つなげ」「そだてる」取り組みに幅広く活用されることを願ってやみません。

最後になりますが、策定委員の皆様をはじめとして、本計画改定にご協力をいただいた市民の皆様、関係者の方々に、心から感謝を申し上げます。

令和 3（2021）年 3 月

大和郡市長 上田 清

# 目次

序章	1
1 緑の基本計画とは	1
2 計画の位置付け	1
3 改定の背景	2
3-1 大和郡山市の緑を取り巻く環境の変化	2
3-2 都市の緑に関連する近年の施策の動向	4
4 緑の役割	5
4-1 大和郡山市の緑	5
4-2 緑の機能	6
4-3 まちの緑を測る	8
第1章 大和郡山市の現況	9
1 まちの概況	9
1-1 位置と交通条件	9
1-2 まちの交通体系	10
1-3 まちの沿革	11
1-4 上位計画・関連計画の整理	14
2 大和郡山市の自然条件	18
2-1 気象条件	18
2-2 地形	19
2-3 植生	20
2-4 生物の生息・生育環境	22
3 大和郡山市の社会条件	23
3-1 人口動向	23
3-2 産業の動向	26
3-3 土地利用の現況	27
3-4 市街化区域の用途地域指定	29
3-5 レクリエーション施設	30
3-6 防災	32
3-7 景観資源	34
4 地区区分	36
4-1 地区区分の考え方	36
4-2 地区別人口	36
第2章 大和郡山市の緑の現況	38
1 法制度による緑	38
1-1 森林の法規制	38
1-2 農地	39
1-3 河川・水路・ため池	41
1-4 金魚池	44
1-5 工場立地法による緑化義務について	45
1-6 風致地区・緑化協定の指定状況	46
1-7 史跡・文化財	48
2 施設の緑	50
2-1 公園・緑地等	50
2-2 街路樹	54
2-3 公共施設等	56
2-4 神社・仏閣	58
3 大和郡山市の緑のまとめ	60
3-1 大和郡山市の緑の量	60
3-2 地区別の緑	60
第3章 市民・行政の緑化への取り組み	61
1 市民や学校での取り組み	61
1-1 自治会等市民団体の取り組み状況	61
1-2 学校での取り組み	61
1-3 特色ある取り組み	62
2 行政の緑化等への取り組み状況と課題	66
第4章 大和郡山市の緑の課題	68
1 地域制緑地の課題	68
1-1 丘陵部の緑地	68
1-2 農地	69
1-3 歴史・文化資源等	69
1-4 その他の緑に係る地域指定	69
2 施設緑地の課題	71
2-1 都市公園	71
2-2 公共施設の緑化	72

2-3 道路緑化.....	73
3 緑のネットワークの課題.....	73
4 市民参加による緑化の課題.....	73
4-1 市民参加による緑化活動.....	73
4-2 市民、事業者、行政との連携と協働の取り組み.....	74
5 地区別課題.....	75
5-1 東部地区.....	75
5-2 西部地区.....	76
5-3 南部地区.....	77
5-4 北部地区.....	78
5-5 中央部地区.....	79
<b>第5章 緑の基本方針.....</b>	<b>81</b>
1 緑の将来像.....	81
1-1 基本理念.....	81
1-2 緑の将来像図.....	82
2 基本方針.....	83
2-1 みんなに恵みをもたらす緑をまもる.....	83
2-2 みんなが安心して楽しめる緑をつくる.....	83
2-3 人と自然が共生する緑をつなげる.....	84
2-4 暮らしやすさを向上させる緑を育て活かす.....	84
3 施策の体系.....	86
<b>第6章 重点プロジェクト.....</b>	<b>87</b>
1 緑豊かなにぎわい城下町プロジェクト.....	87
2 金魚が泳ぐ文化的景観継承プロジェクト.....	88
3 里山と公園の育みプロジェクト.....	89
<b>第7章 施策の方針.....</b>	<b>90</b>
1 みんなに恵みをもたらす緑をまもる.....	90
1-1 豊かな自然環境となる緑をまもる.....	90
1-2 個性ある景観を形成する歴史・文化の緑をまもる.....	92
1-3 まちの発展を支えてきた恵みの緑をまもる.....	92
2 みんなが安心して楽しめる緑をつくる.....	94
2-1 多様な機能を有する大規模な公園等を活用する.....	94
2-2 身近な公園等を充実する.....	94
2-3 公共空間の緑化により暮らしやすいまちづくりを先導する.....	95
3 人と自然が共生する緑をつなげる.....	97
3-1 きめ細やかに緑をつなぐ.....	97
3-2 エコロジカルネットワークの形成.....	97
4 暮らしやすさを向上させる緑を育て活かす.....	99
4-1 緑を普及・啓発する.....	99
4-2 協働の取り組みの機運づくり.....	99
4-3 協働に関わる仕組みづくり.....	100
<b>第8章 地区別計画.....</b>	<b>102</b>
1 東部地区.....	102
2 西部地区.....	105
3 南部地区.....	108
4 北部地区.....	111
5 中央部地区.....	113
<b>第9章 緑化重点地区計画.....</b>	<b>115</b>
1 郡山城址周辺地区.....	115
2 南部産業拠点地区.....	116
<b>第10章 計画の推進に向けて.....</b>	<b>117</b>
1 計画の総量目標と成果目標.....	117
1-1 計画目標設定の前提条件.....	117
1-2 成果目標.....	117
1-3 総量目標（計画目標水準）.....	117
2 計画の進行管理.....	118
2-1 進行管理の考え方.....	118
2-2 計画推進体制.....	118
2-3 計画の見直し.....	118
<b>参考資料 策定体制と策定の経緯.....</b>	<b>119</b>



# 序 章

## 1 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市における緑のもつ様々な機能と役割を踏まえ、長期的視点と地域の実情を勘案して、市民・事業者・行政が一体となった緑地の保全と推進に関する取り組みを総合的に進めるための目標と施策を定めるもので、都市緑地法に基づく計画です。

## 2 計画の位置付け

本計画は、国の各種政策の理念や趣旨を反映した上で、奈良県が策定した「奈良県広域緑地計画」を指針とし、本市の上位計画である「大和郡山市総合計画」に即すとともに、「大和郡山市都市計画マスタープラン」や「大和郡山市立地適正化計画」との適合、または関連計画である「大和郡山市環境基本計画」などと整合した内容として改定するものです。

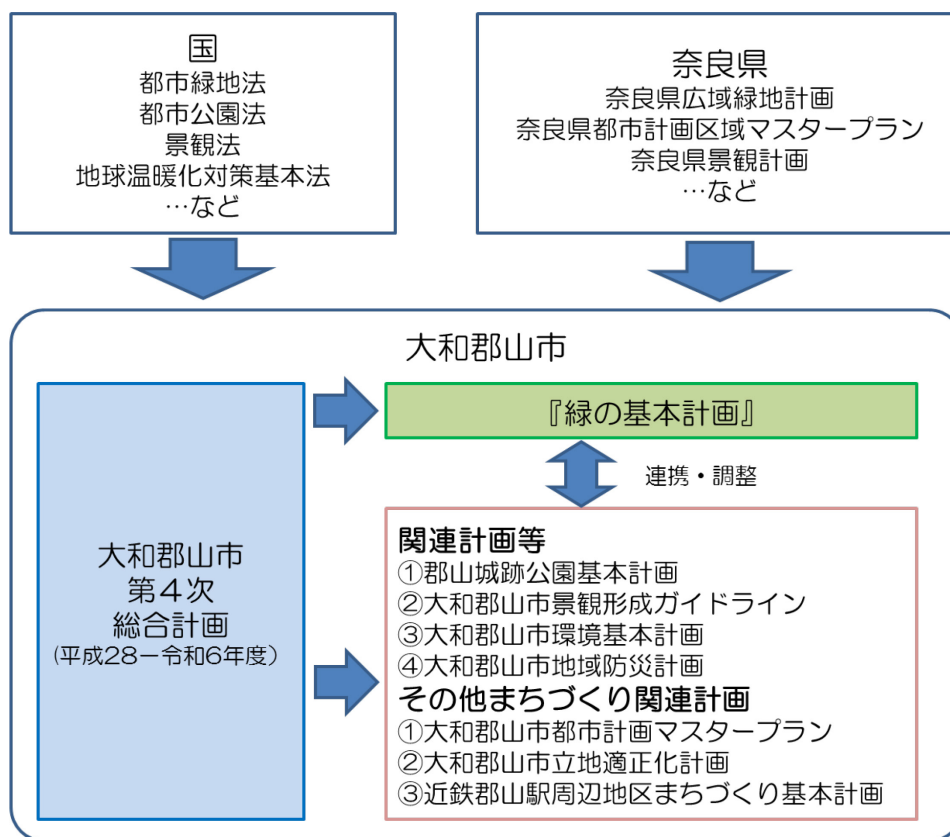


図 序-1 関連計画と緑の基本計画の関わり

## 3 改定の背景

### 3-1 大和郡山市の緑を取り巻く環境の変化

本市では、平成13年3月に「大和郡山市緑の基本計画」を策定し、「平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町」をスローガンとして、緑地の保全や公園の整備など様々な取り組みによるまちづくりを進めてきました。策定後約18年が経過し、基本計画に基づいて都市公園や緑地の整備は進んだものの、厳しい財政状況等もあり、前回計画に掲げる目標達成は難しい状況となっています。

一方、我が国では、近年、少子高齢化の進行や人口減少、成熟社会における市民の価値観の多様化が進むなど社会情勢は大きく変化してきています。また、国際的にはパリ協定にて締結された様々な環境問題が大きな課題となってきています。

#### (1) 急激な人口減少・少子高齢化の進行

高度成長期以降、市街地が郊外へと拡大してきた都市では、人口減少とそれに伴う市街地の低密化、異次元の高齢社会を迎えることにより、地域経済の衰退、生活利便性の低下、空地及び空き家の増加に伴う安全性の低下、地域コミュニティの希薄化など、様々な課題が生じています。

このため、緑における健康活動の場やコミュニティ醸成の場としての役割が求められています。

#### (2) 自然災害リスクの高まり

今後30年以内に南海トラフ巨大地震等が70%の確率で発生するとされており、その場合には、多数の死傷者や経済的損失等、甚大な被害をもたらすと予測されています。さらに気候変動等による災害リスクの高まりにより、風水害や土砂災害等の自然災害の発生件数及び被災者数は増加傾向になることが予測されます。

このため、緑が持つ防災、減災機能の果たす役割が注目されてきています。

#### (3) 地球環境問題の深刻化

地球温暖化については、災害の激甚化に加え、安定的な水資源の確保や農業生産への悪影響も懸念されています。また、地域の持続的な発展を図る上でも健全な水環境の維持と回復、地球温暖化対策、生物多様性<sup>\*</sup>確保等の取組、自然環境との調和が求められています。

このため、都市の貴重な自然である緑地が持つ環境保全機能の活用が期待されています。

#### (4) 都市間競争などグローバル化の進展

本格的な人口減少時代を迎えてもなお、経済を成長させるとともに、デジタル技術の普及が進む国際社会の中で存在感を発揮するためには、都市の国際競争力を強化していく必要があります。今後、我が国の都市が国際競争力を一層高めて行くためには、企業がグローバルな活動を展開するうえで魅力のある都市を実現する必要があります。

このため、緑に囲まれた環境の豊かな美しいまちづくりによる都市の魅力づくりの重要性が指摘されてきています。

※生物多様性：生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的・間接的に支えあっています。

## (5) 都市観光への二一ズの高まり

世界経済全体の拡大は、観光面にも大きな影響を及ぼしています。急速に拡大するアジアの観光マーケットを取り込むための激しい誘致競争が繰り広げられている中で、訪日外国人旅行（インバウンド※）の増大に向けて、関西圏、さらに国内外の人々から本市が選好されるような取組を一層推進していく必要があります。

このため、郡山城跡公園をはじめとしたまちの緑資源の価値を高めるとともに積極的に活用し、まちの経済や活力向上を図っていくことが重要になっています。

いま、このような環境面、社会面、経済面の変化と課題に対し、緑の保全と活用を積極的に進め、『緑がもつ多面的機能を発揮させること』により、サステナブル（持続可能性のある）なまちづくりの実現を図っていくことが私たちに求められた課題だと考えられます。

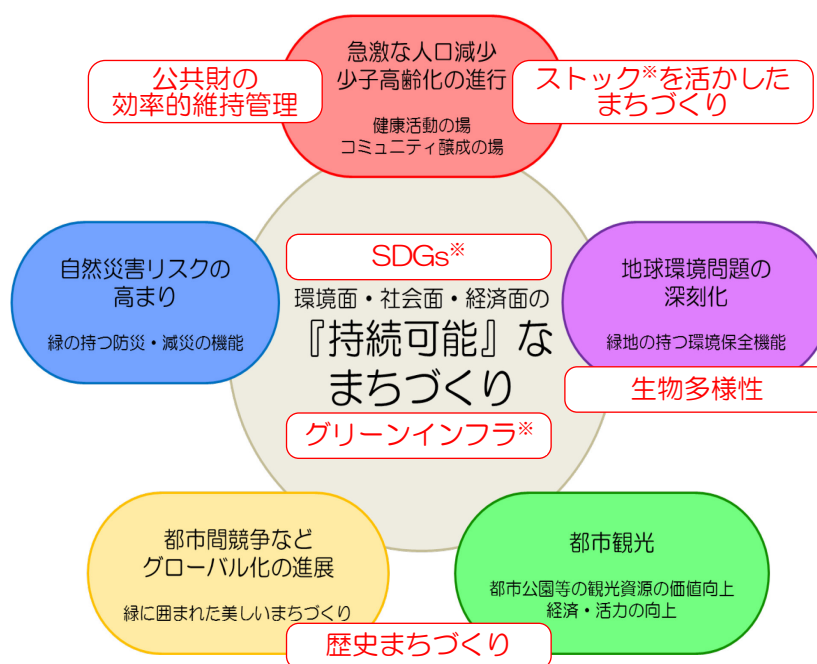


図 序- 2 大和郡山市を取り巻く環境の関わり

※インバウンド：内向きに入ってくるという意味合いから、主に、旅行関連では外国人が訪日すること。

※ストック：蓄えてあるもののこと。公園ストックは、整備された公園。

※SDGs：Sustainable Development Goalsの略で、持続可能な開発目標のこと。

持続可能な社会の実現に向けた2030(令和12)年を期限とするグローバルな目標として2015(平成27)年9月国連サミットにおいて採択されました。貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できることを目指した国際目標です。環境・社会・経済の分野に渡って、17の目標と169のターゲットで構成されています。地球上の誰一人として取り残さない社会の実現がうたわれています。

※グリーンインフラ：グリーンインフラストラクチャーの略で、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもののこと。

### 3-2 都市の緑に関連する近年の施策の動向

わが国では、昭和48年の都市緑地保全法（平成16年に都市緑地法に名称改正）の制定以来、都市の緑地を保全するとともに緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保を図っていくことに努めてきました。

しかし、近年、①まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペース※の多面的な機能を発揮させることがますます重要になってきたこと、②緑豊かなまちづくりを進めるうえで、緑化状況などで都市間の差が出てきたことや都市農地が減少してきたことなどの量的課題、③公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用に対する社会的な要請が強まる一方、高齢化と人口減少により使い道が失われた空き地が増加してきている等の質的課題がでてきたこと、④さらに、地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界にきていること、といった問題が顕在化してきました。

これらを踏まえ、平成29年には、①都市公園の再生と活性化の推進（都市公園法等の改正）、②緑地や広場の創出（都市緑地法の改正）、③都市農地の保全と活用（生産緑地法、都市計画法、建築基準法の改正）を柱とする都市緑地法等の改正が行われました。

改正により、市区町村が策定する「緑の基本計画」の記載事項が拡充（都市公園の管理の方針を明確化、農地を緑地として政策に組み込むこと）され、公園緑地政策全体のマスタープランの充実を図ることが求められています。

都市公園の再生・活性化	緑地・広場の創出	都市農地の保全・活用
<p style="text-align: center; color: #0070C0;">【都市公園法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市公園で<b>保育所等の設置を可能</b>に（国家戦略特区特例の一般措置化）</li> <li>○民間事業者による<b>公共還元型の収益施設の設置管理制度</b>の創設               <ul style="list-style-type: none"> <li>－収益施設（<b>カフェ、レストラン</b>等）の設置管理者を民間事業者から<b>公募選定</b></li> <li>－設置管理許可期間の<b>延伸</b>（10年→20年）、<b>建蔽率の緩和</b>等</li> <li>－<b>民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施</b></li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center; border: 1px solid #0070C0; padding: 5px;"> <span style="color: #0070C0;">（予算）広場等の整備に対する資金貸付け</span>  <span style="color: #0070C0;">【都市開発資金の貸付けに関する法律】</span>  <span style="color: #0070C0;">（予算）広場等の整備に対する補助</span> </p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <p style="font-size: small;">▶芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園（イメージ）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公園内の<b>PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸</b>（10年→30年）</li> <li>○公園の活性化に関する<b>協議会の設置</b></li> </ul>	<p style="text-align: center; color: #008000;">【都市緑地法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>民間による市民緑地の整備を促す制度</b>の創設               <ul style="list-style-type: none"> <li>－市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center; border: 1px solid #008000; padding: 5px;"> <span style="color: #008000;">（税）固定資産税等の軽減</span>  <span style="color: #008000;">（予算）施設整備等に対する補助</span> </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>－緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加</li> </ul> </li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center;">  <p style="font-size: small;">▶市民緑地（イメージ）</p> </div>	<p style="text-align: center; color: #FF8C00;">【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生産緑地地区の一律500㎡の<b>面積要件を市区町村が条例で引下げ可能</b>に（300㎡を下限）               <ul style="list-style-type: none"> <li>〔税〕現行の税制特例を適用</li> </ul> </li> <li>○生産緑地地区内で<b>直売所、農家レストラン等の設置を可能</b>に</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center;">  <p style="font-size: small;">市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設</b>（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）</li> </ul>

図 序-3 都市緑地法等の改正の概要

※オープンスペース：公園、緑地、河川敷、街路空間や駅前広場などの、建物によって覆われていない敷地や場所のこと。



## 4 緑の役割

### 4-1 大和郡山市の緑

本市の緑の基本計画で対象とする緑は、樹木や草花などの植物のみを意味するのではなく、それらを含む周辺の土地や空間も意味することとします。このため本市の緑は、個人庭園の庭木や草花、街路樹、公園や広場、社寺仏閣、史跡文化財、農地、樹林地、河川、金魚池<sup>※</sup>及びため池などを対象としています。

- 緑** … 水面、裸地、公有地や民有地の緑被地、および建物の壁面や屋上の緑被面
- 農地** … 畑、果樹園、水田など
- 水面** … 河川、水路、運河、金魚池、ため池など
- 裸地** … 建物の建っていない土地の裸地の他、企業地や学校園、都市公園などのグラウンド・広場
- 緑被地** … 樹木や草などの植物で覆われた土地
- 緑被面** … 樹木や草、つる植物などで覆われた建築物の壁面や屋上
- 樹木・樹林地** … 緑被地のうち、樹木や樹林で覆われた土地

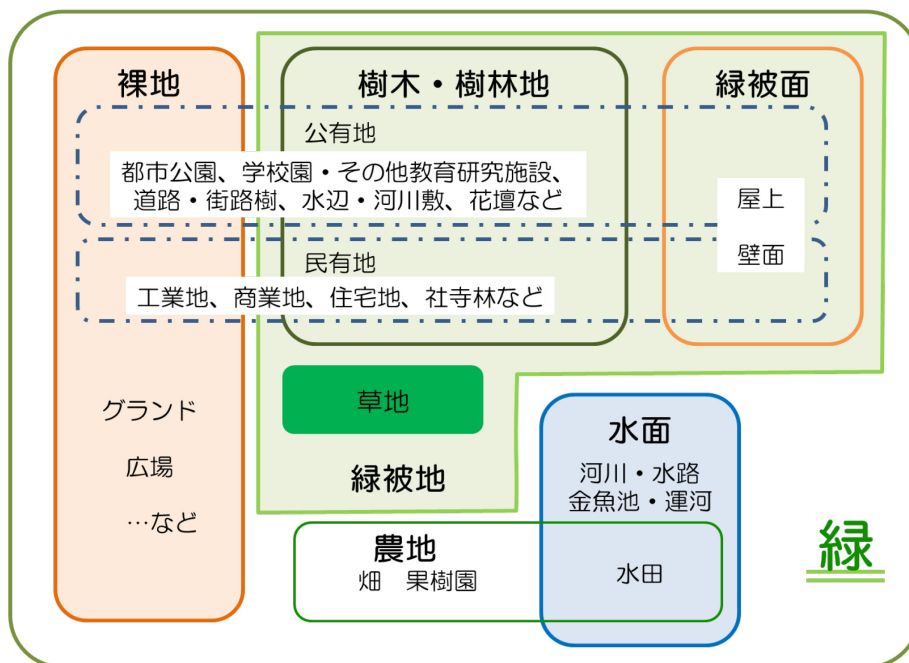


図 序-4 緑の基本計画における「緑」

※金魚池：本市の産業基盤で、近年、市の観光政策推進により歴史文化・資源と一体となってツーリズムなどに利用されることが多く、市内外からの認知度が高くなりつつあることから、新たに金魚池等を緑として定義しています。

## 4-2 緑の機能

### (1) 環境保全としての緑の機能

緑は、地球温暖化防止やヒートアイランド現象※の緩和、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、気温の緩和、騒音、振動の緩和など、人々が快適に暮らすために必要な環境の維持や改善機能を有しています。

また、生物多様性の危機に対して、緑の環境保全機能の可能性が期待される中、奈良県内でも生育場所が限られる絶滅寸前種のサギソウが生育自生している矢田丘陵地をはじめ、山林や里山、河川及び水路、農地、金魚池及びため池などは木材や農作物などの食料や材料の供給だけでなく、様々な動植物の生息と生育の場としての機能を有しており、さらにそれらと親しむ場として環境学習の機会の提供など、これからの人と自然の共生の場となる機能が期待されます。



工場緑化(DMG 森精機)



矢田丘陵地の自然(奈良学園HPより)

### (2) 健康づくり・自然とのふれあい、市民の交流・観光の場としての緑の機能

郡山城跡公園などでは、お城まつりやコンサートなど本市を代表する行事等が開催され、市民の交流や観光の場として活用されるなど、にぎわい創出の機能を有しています。公園以外の緑についても、社寺林や緑を有する史跡、文化財や伝統的なまちなみは、本市の魅力を感じられる場となっています。

また、大和郡山市総合公園や九条公園などの大きな公園から身近に存在する児童遊園まで、市内には大小さまざまな公園が存在しており、子どもの遊び場、子育ての場、スポーツ等の余暇や健康活動の場やコミュニティ醸成の場、そして自然とふれあえる場としての機能を発揮させることで、今後の人口減少に伴う様々な課題の解決の可能性が期待できます。



九条公園



大和郡山市子ども駅伝大会



親子まつりパレード

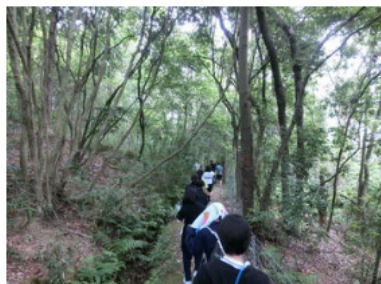
※ヒートアイランド現象：郊外に比べ、都市部の気温が高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになりました。

### (3) 防災としての緑の機能

矢田丘陵地の樹林地や農地等は、台風による大雨やゲリラ豪雨に対して雨水を一時的に蓄え河川等への急激な流入を防ぐほか、斜面地の土砂災害の防止等に寄与しています。

また、公園や学校等の公共施設は災害時の避難場所として、市総合公園などの大規模な公園は救援部隊の前線基地や物資の集配場などの救援活動拠点として指定されています。

さらに、街路樹や緑道、公園などの緑は火災発生時の延焼の遅延や防止に効果があります。



矢田丘陵地の自然(奈良学園HPより)



額田部運動公園



大和郡山市総合公園

### (4) 景観形成としての緑の機能

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と市民の生活、経済活動等との調和により形成されたもので、緑はその主な構成要素の一つです。特に郡山城跡等の史跡や文化財、紺屋町等の町屋建築、矢田寺、松尾寺や源九郎稻荷神社などの寺社仏閣など景観資源とともに歴史、文化を感じられる景観を形成しています。

北部地区や中央部地区に多く見られる金魚池は、江戸時代から続く本市特有の産業であり、周辺の田園環境と一体となって、本市固有の景観を形成しています。

さらに、東部地区では、農地と環濠集落や社寺林が一体となって美しい田園景観を創り出しています。

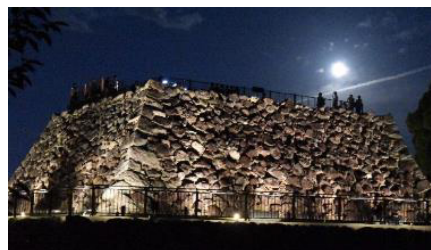
また、矢田丘陵の森林は、生駒山地の山並みとともに本市の特徴的な景観を形成しています。



春の郡山城跡



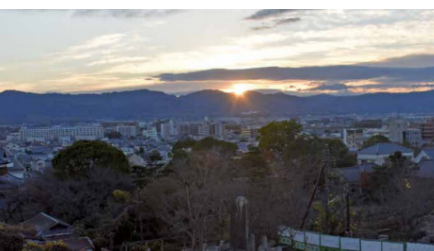
稗田環濠集落



郡山城天守台での観月会



紺屋町の街なみ



郡山城跡から望む大和東山の山並み



金魚池(新木町)



### 4-3 まちの緑を測る

緑の基本計画を策定するにあたって、まちの緑の量を測り、その将来目標を定めていく必要があります。

このため、計測と目標設定に当たっては、4-1 大和郡山市の緑で対象とした緑について、公園・緑地、公共公益施設など将来にわたり緑として保全・活用していくことが確かな施設の緑、法や条例などの制度で位置づけられた山の緑や農地の緑、また、まちの施策として今後積極的に確保・活用していく緑など下図に示す緑を対象とします。

一方、市民の住宅敷地・庭園や工場の敷地など民間の用地については、本計画においては積極的な緑化を推奨していきますが、土地所有者の意向により持続性の担保がなされないものと考えられるため、計測の対象としては取り扱わないこととします。

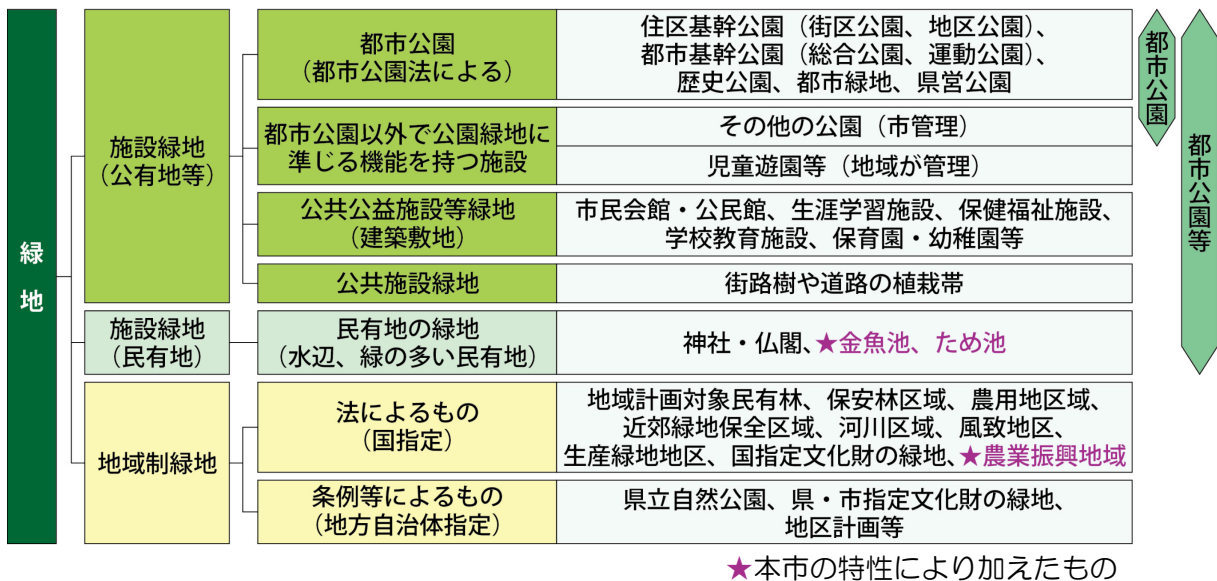


図 序-5 緑の量を測る対象



# 第1章 大和郡山市の現況

## 1 まちの概況

### 1-1 位置と交通条件

本市は、北を奈良市、東を天理市、西を生駒市と斑鳩町、南を安堵町と川西町に囲まれた、東西9km、南北7km、面積42.68k㎡の奈良盆地北部に位置する市です。海拔は最低45m、最高325mで、佐保川と富雄川が南流しています。市域は概ね平坦ですが、西部は矢田丘陵による起伏ある地形となっています。

市内には、近鉄線とJR線が交差しており、それぞれ5つの駅と2つの駅が設けられ、京都や大阪へのアクセスが容易です。また、主要幹線道路についても、平成27(2015)年には市内を縦断する国道24号線と横断する国道25号線が「郡山下ツ道ジャンクション」により西名阪自動車道と京奈和自動車道に接続され、京阪神及び名古屋との交通結節点としての役割がますます高まっています。



図 1-1 大和郡山市の広域的位置

## 1-2 まちの交通体系

### (1) 道路体系

市内には、西名阪自動車道路や国道24号バイパス線、国道25号などの広域幹線道が通過しており、奈良県北部の交通の要衝となっています。

地域の交通軸としては、県道9号大和郡山斑鳩線、県道249号大和郡山環状線(大和中央道)、県道189号矢田寺線、県道108号大和郡山広陵線などが幹線道路体系を形成しています。近年、西名阪自動車道の「大和まほろばスマートインターチェンジ」の整備、「郡山下ツ道ジャンクション」が開通したことにより交通の利便性が向上しています。

### (2) 鉄道網

JR大和路線及び近鉄橿原線が南北に通っています。JR大和路線には、郡山駅、大和小泉駅が、また、近鉄橿原線には、九条駅、近鉄郡山駅、筒井駅、平端駅、ファミリー公園前駅の合計7駅があります。さらに、近鉄平端駅からは、南東方面に近鉄天理線が走り、天理市に至ります。

### (3) バス路線

市内を走る路線バスには、奈良交通バス路線と市営のコミュニティバス路線が走っています。バスは、奈良法隆寺線、郡山小泉線、郡山イオンモール線などが運行されています。また、市営コミュニティバスは3路線が運行されています。

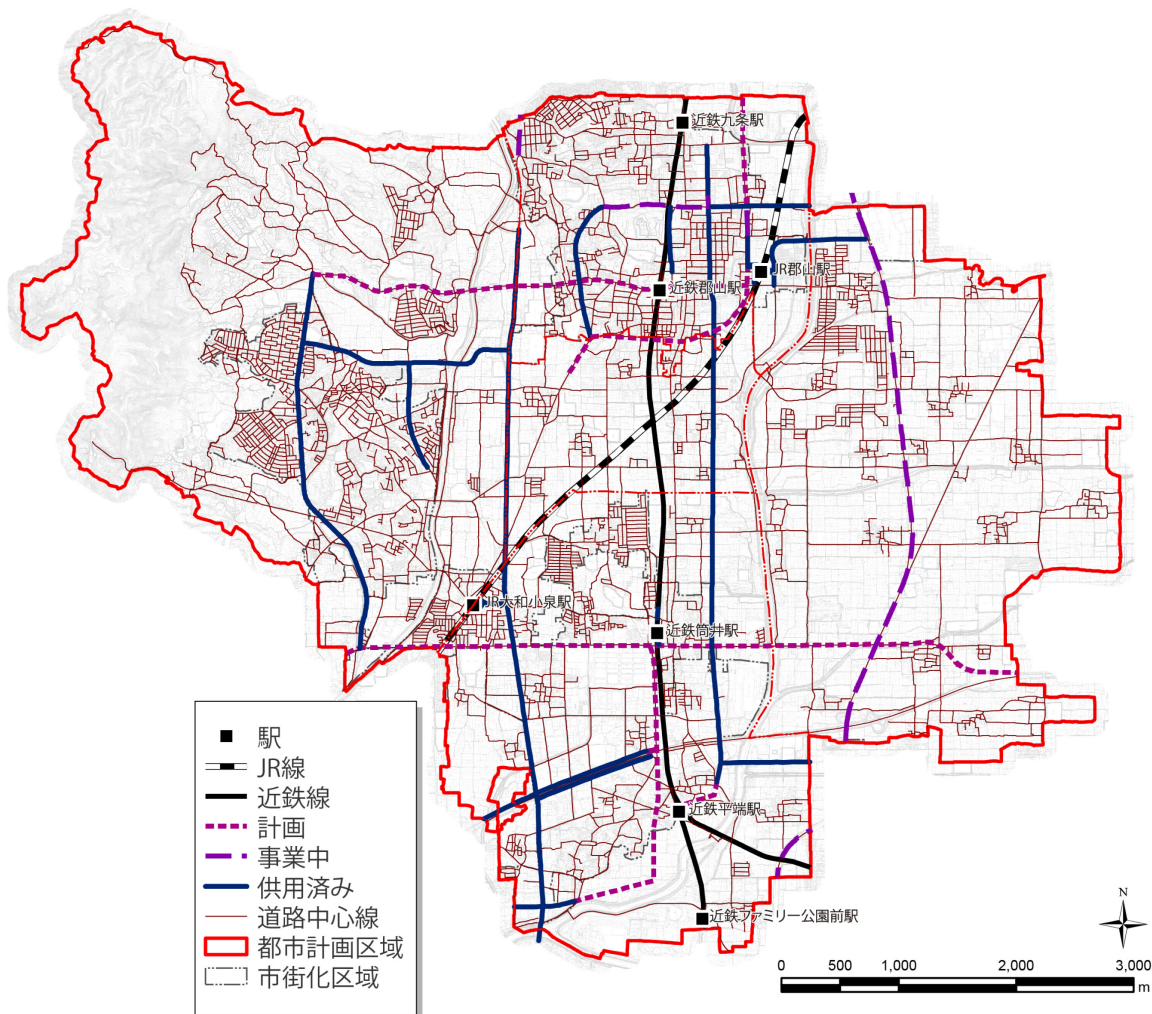


図 1-2 大和郡山市の道路・鉄道網



## 1-3 まちの沿革

### (1) 城下町の形成

本市の歴史は古く、平城京の隣接地として、また東大寺の荘園が所在していたことから、かなり早くから開けていた地域です。平安時代の末期から、郡山の名が初めて文献に見られるようになります。

その後戦国時代に入り、織田信長の支援を受けた筒井順慶が大和一国を支配し、天正 8(1580)年に筒井から郡山に移ってから、大和国で最も大規模な城郭として都市の形成が始まりました。

文禄 4(1595)年、増田長盛が郡山に入部し、郡山城の外堀(惣構)の普請に取りかかり、総延長 50 町 13 間に及ぶ外堀を完成させました。本丸を中心に内堀が巡らされ、武家屋敷地と内町の城下町を囲い込む形で外堀が巡らされています。

柳澤吉里が享保 9(1724)年に 15 万石で入部してからは、民政に力を入れ、城下町整備に努めました。初期には、武家屋敷 576 軒、足軽屋敷約 200 軒を数え、町数も 40、町家 3,600 軒強、人口は 1 万 3 千人を超え、現代までつながる町の形成がなされていきました。

城下町は、外堀内にほとんどの施設や住宅地が集中していましたが、外堀の外縁においても北側や南側の一部地域で町が形成されていました。

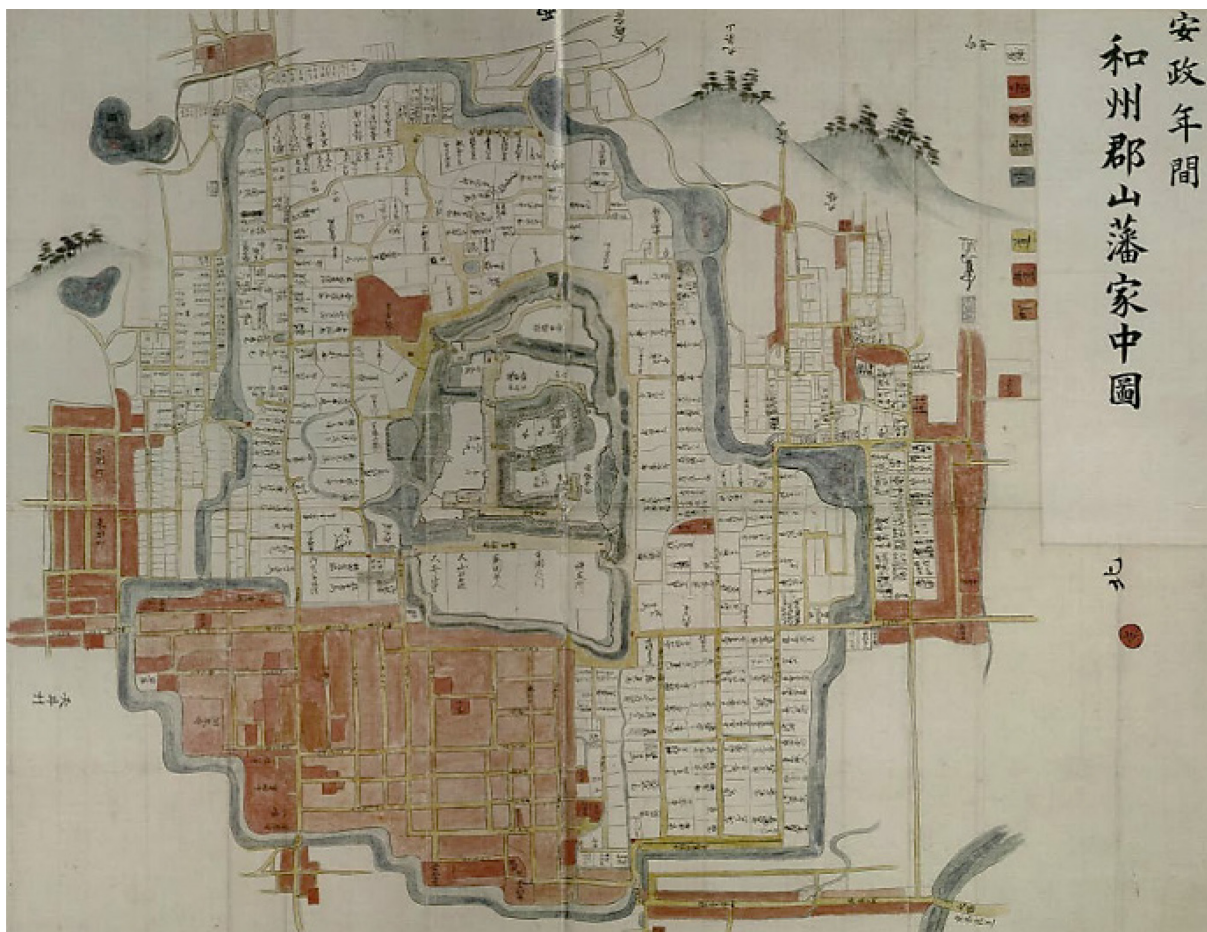


図 1-3 和州郡山城絵図(享保9年)

((財)郡山城史跡・柳澤文庫保存会 所蔵)



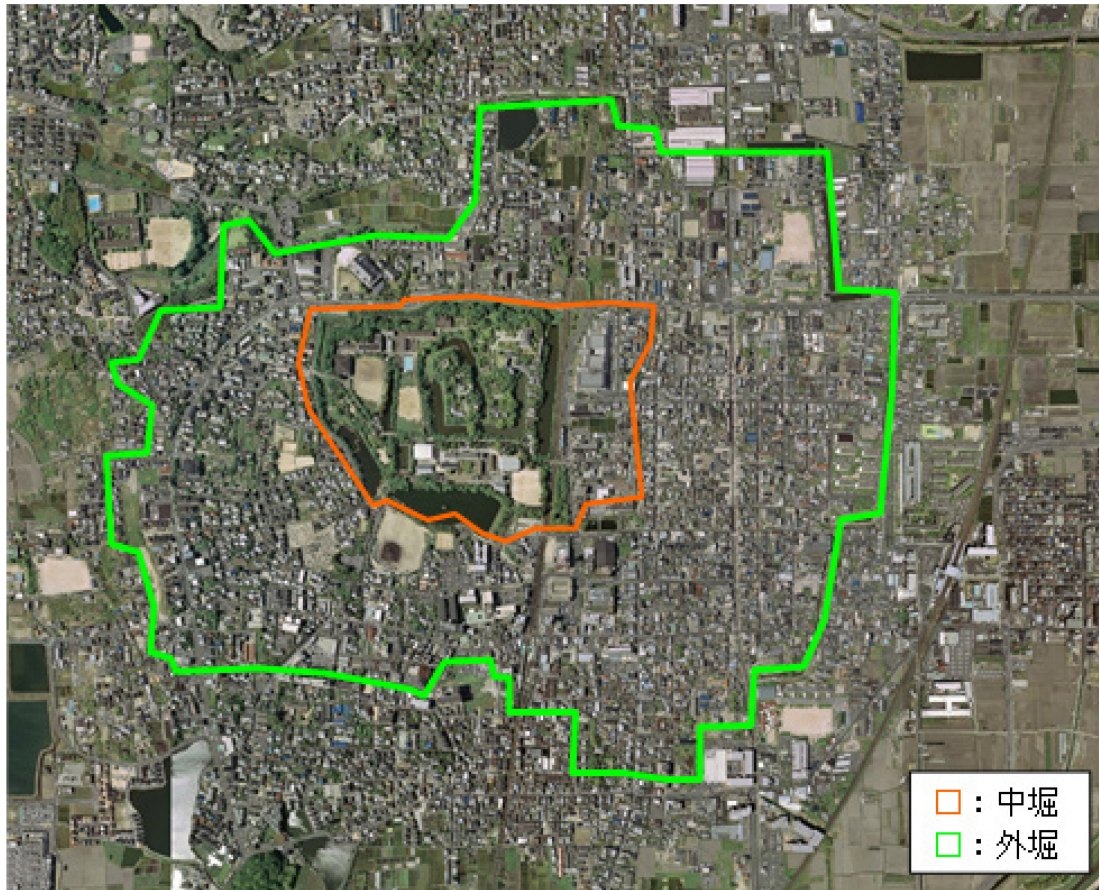


図 1-4 航空写真（平成 22 年）（城郭の内堀・外堀を表示）

## （2）道路幅員状況

城下町としての防衛機能の骨格が現在も残っており、駅周辺地区の地区内道路は 4m 未満の幅員が多く、一方通行が多い等、通過交通が抑制されている状況となっています。

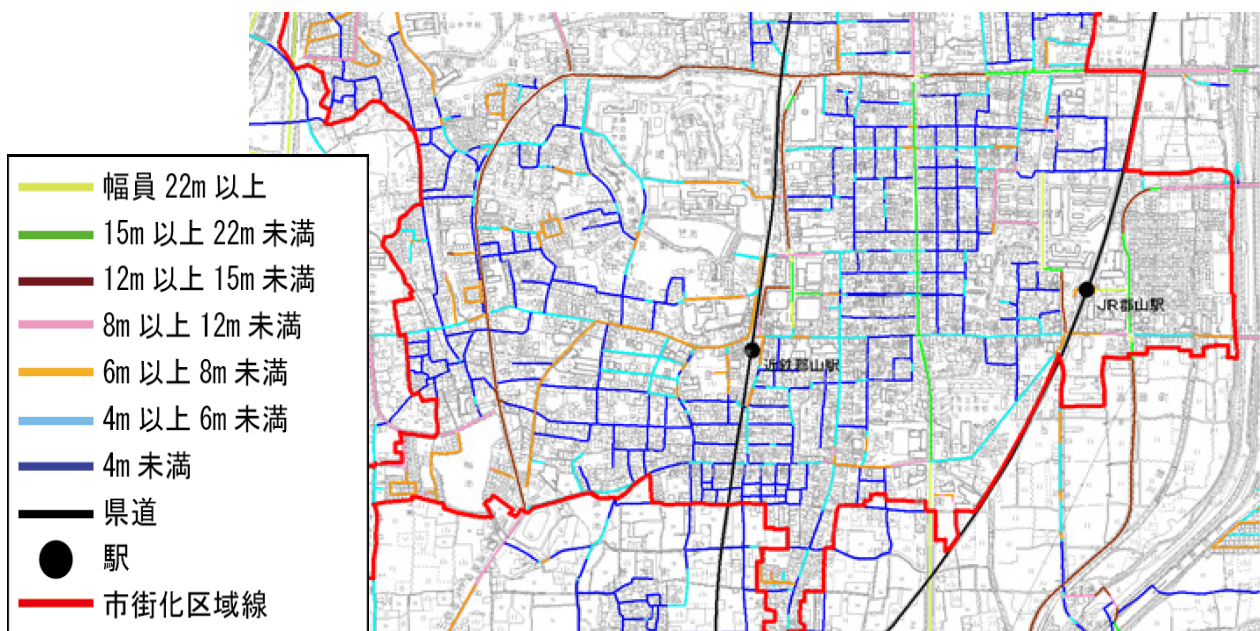


図 1-5 駅周辺における道路幅員の状況



### (3) 工業団地と住宅団地の開発

昭和工業団地は、昭和 38（1963）年 10 月に低開発地域工業開発促進法による地区指定を受けました。翌 39 年、通産省指定の全国 14 の内陸工業団地造成の一つとして大和郡山市が事業主体となって事業が始まりました。昭和 42（1967）年 3 月に団地面積約 1,085,000 m<sup>2</sup>の造成を完了し、奈良県最大規模の工業団地が整備されました。

西部の住宅地は、昭和工業団地の従業員などの受け皿となる住宅地として矢田丘陵の開発が進められ、雇用促進住宅などが整備されました。開発による土砂は、大阪万国博覧会の関連工事である名阪高速道路の建設に無償で提供されました。

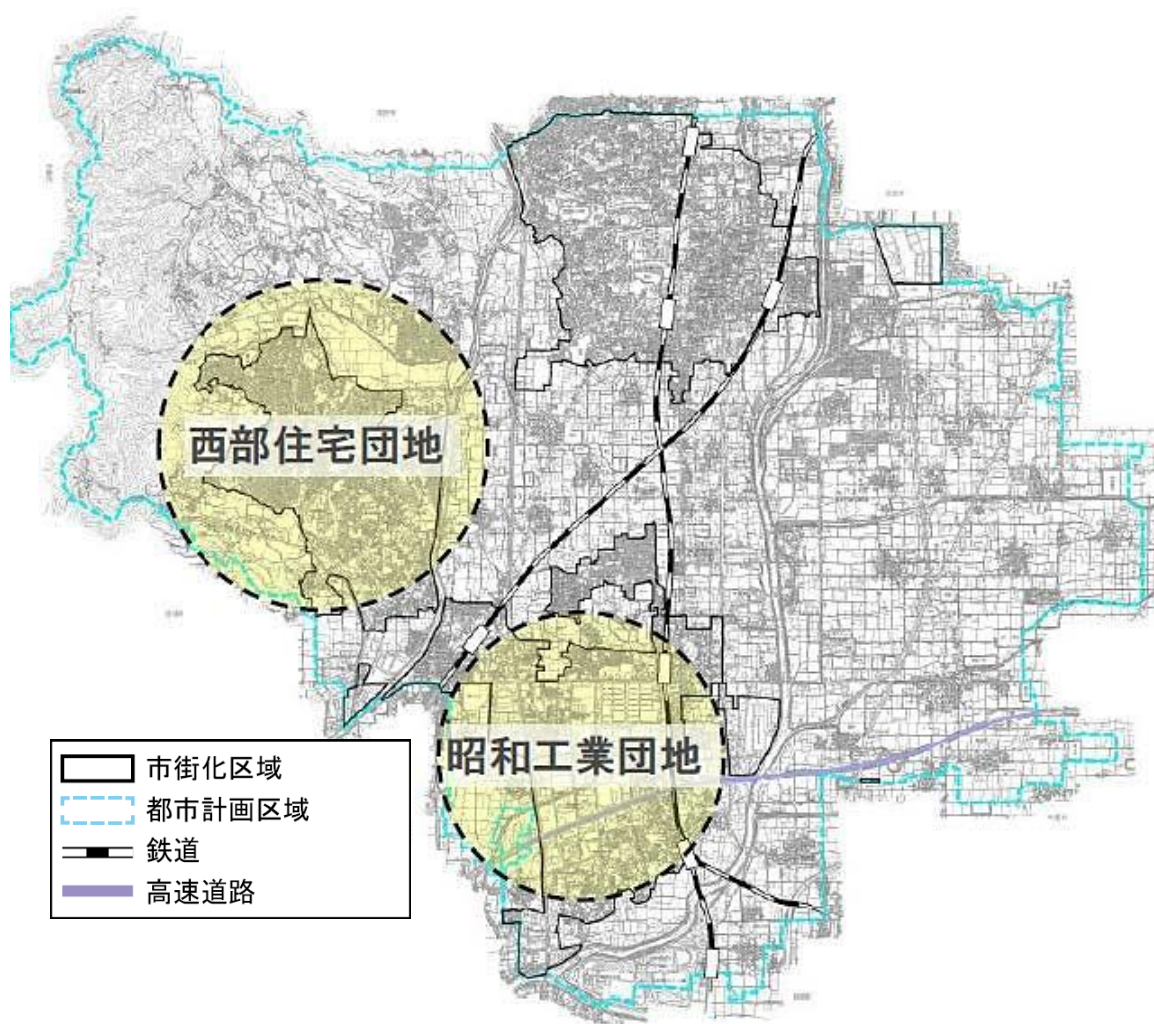


図 1-6 昭和工業団地と西武住宅団地

## 1-4 上位計画・関連計画の整理

平成 13（2001）年度から現在にいたるまで、本市のまちづくりに係る上位計画及び関連計画として、以下の計画が改定、策定されています。

(1) 大和郡山市第 4 次総合計画	平成 27 年度改定
(2) 関連計画等	
①郡山城跡公園基本計画	平成 30 年度策定
②大和郡山市景観形成ガイドライン	平成 15 年度策定
③大和郡山市環境基本計画（第二次）	平成 30 年度改定
④大和郡山市地域防災計画	平成 27 年度策定

### (1) 第4次総合計画

【目標年次】 令和 7（2025）年度

【基本構想】 平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度

【社会動向】 ●本格的な人口減少、少子高齢化社会への突入

●地域間連携による選ばれるまちづくり

●国際競争にさらされる地域産業

●求められる公共施設・インフラマネジメントの具体化

●求められる行政の経営力の強化

●協働による持続可能な地域自治

【人口動向】 既に超高齢化社会に突入している。

【産業動向】 近郊農業と地場産業、日常生活に密着した商業、近畿有数の規模を誇る工業などで構成。特に工業生産は回復傾向にあり昭和工業団地の地価調査価格も前年比 3.1%増加している。

【新しい本市の将来像】

**あふれる夢と希望と誇り暮らしてみたいくなる 元気城下町**

■歴史・文化に裏付けられた確かな地域資源のもと、常に新たな可能性に恵まれるまち、誇らしい気持ちを抱くことができるまち

■歴史の足跡が残る居住の場など様々な地域資源を活用し、賑わいがあり、誰もが訪れ、暮らし、住み続けたいくなるまち

【関連施策】

■観光の振興 豊かな歴史、観光資源の特色を活かし「金魚すくいのまち」「城下町」としてのわがまちならではの空間創出

■身近な緑地の整備 郡山城周辺整備は、歴史的文化資産を活用した、観光及び市民の交流の場として整備

## (2) 関連計画等

### ① 郡山城跡公園基本計画

【策定年次】 平成 31 (2019) 年 3 月

【背景・目的】

平成元(1989)年に策定された「郡山城跡公園基本計画」について、城跡公園北側に隣接する県道奈良大和郡山斑鳩線((都)城廻り線)の近鉄橿原線との立体化(アンダーパス)整備計画の決定(平成24(2012)年3月)を踏まえて見直しを行い、史跡環境の保全、必要な施設の整備に係る基本的な計画について取りまとめた第2次基本計画を策定。

今回、郡山高校城内学舎の閉鎖と敷地の返還及び大和郡山市による土地公有化を契機に、公園開設区域の拡張と国史跡指定への具体的な取り組み、関連法令の改正等を踏まえ、第2次基本計画の基本理念と基本方針に基づいて、第3次となる基本計画を改定。

【計画のコンセプト】

**サクラが咲き金魚が泳ぐ歴史・文化と憩いの拠点郡山城跡**  
～市民や来訪者に愛され箱本十三町とともに賑わう城下町をめざして～

【計画の基本方針】

<公園整備に関する方針>

国史跡指定を前提として、遺跡の保全・活用とのバランスを考慮しながら、歴史公園にふさわしい城郭の雰囲気を感じられる公園空間づくりを目指す。

<史跡保全に関する方針>

遺跡の保全に取り組み、築城当時の石垣や堀などを有する歴史ある城跡としての環境を将来世代へ引き継ぎ、学びの場を提供することを目指す。

【関連する取り組み】

- 公園区域を包含する郡山城跡の国史跡指定を前提とし、特殊公園(歴史公園)としての拡張整備を目指すことから、まず、第一義的に文化財としての保全が優先されるが、一方で、祭りやイベントの主会場、サクラの名所として、市民に親しまれ、愛されてきた歴史があり、休憩施設や便益施設などの要望にも応えていく必要があるため、計画の基本方針を以下の3つの計画方針に整理。

①郡山城跡の史跡としての歴史的価値を示す石垣や堀、遺構などの歴史資源の保全・整備・公開を進め、史跡としての価値を高めます。

②郡山城跡の調査研究を積み重ね、城郭の理解に資する建造物等の復元を目指すとともに、城の歴史と文化を学び、地域への愛着を醸成することで、歴史公園としての価値を高めます。

③お城まつりをはじめとした市民に親しまれる各種イベントの開催、日常の市民の安らぎと憩いの場、サクラの名所として、市民に愛され活用される公園を目指します。



## ② 大和郡山市景観形成ガイドライン

【策定年月】 平成 16（2004）年 3 月

【ガイドラインの役割と目的】

景観の将来像を市民が共有していく仕組みとして、本市の景観の将来像を提案。

【景観形成の基本目標】

**大和の自然と歴史のたたずまいが  
暮らしに溶け合い、際立ち合う風景とする**

【景観形成の基本方針】

### （1）景観を守る

- ①歴史的・文化的な建築物や道路などの構造物を保存・修復する
- ②まとまりある町並みを保全する
- ③山並み・歴史的建造物などの眺めを守る
- ④価値ある自然を保全する

### （2）景観を創る

- ①建築物や道路などの建造物のデザインを、地域の特徴と調和させる
- ②風土を演出する緑を増やす
- ③町並みに統一感と個性を出す

### （3）景観を育てる

- ①町並みをそろえるためのルールをつくる
- ②景観を魅力的にする演出をする
- ③景観を阻害するものを取り除く
- ④大和郡山市らしい景観を見出す

### （4）景観を活かす

- ①景観資源をまちづくりに活かし、価値を高める
- ②景観資源の価値を PR する

【景観形成重点地区】

住民、事業者をはじめとしたすべての市民と行政が、協力・連携して、最初に景観形成に取り組んでいく地区として、以下の景観形成重点地区を設定。

- 歴史的町並み地区と中心商店街地区を含む城下町・城趾エリア
- 佐保川以東の環濠集落が点在するエリア



### ③ 大和郡山市環境基本計画（第二次）

【計画の期間】 平成 30（2018）年度から令和 9（2027）年度までの 10 年間

【計画のコンセプト】

## 自然と歴史と人の調和が織りなす豊かなまち 大和郡山

【望ましい環境像】

- 自然環境：豊かな自然に親しみ共存していくまち
- 生活環境：悠久の歴史・文化、上質な住環境を引き継いでいくまち
- 地球環境：未来のためにできることから取り組むまち
- 参加・協働環境：自分たちの力でより良い環境を創造していくまち

【関連する主な取り組み】

<自然環境>

- ・山林の自然環境の保全（市民による自然林の保護・保全活動の支援）
- ・自然体験・学習の場の整備（「里山の駅風とんぼ 野外活動センター」等の自然環境を活用した野外活動の場の整備）
- ・農地の保護（生産緑地地区\*の適正管理）
- ・農業の活性化（市民農園の整備、グリーンツーリズムの推進など市民が農業にふれあう機会と場の提供）
- ・水辺の環境保全に向けた活動の促進（河川や池の護岸への植栽の支援、など）
- ・在来生物の生息・生育環境の保全（学校や公園のビオトープ\*\*空間など、地域の生物の生息・生育環境の創出）

<生活環境>

- ・身近な緑の保全・創出（巨木や老樹、社寺林の現況把握及び保全、郡山城跡公園の緑の保全、など）
- ・歴史的・文化的資源の保護・活用（郡山城跡や環濠集落など歴史的価値の高い建造物や史跡の保存・活用）

<参加・協働環境>

- ・環境保全活動の支援（環境関連イベントや講座等の開催など、市民が環境保全活動に参加する機会の拡充、各主体による自主的な環境保全活動の支援）
- ・環境学習の場と機会の整備（市民のニーズを反映した環境学習の場と機会の拡充、など）

### ④ 大和郡山市地域防災計画

【策定年月】 平成 27（2015）年 6 月

【目的】災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、効果的かつ具体的な防災活動を可能にするため、総合的な防災行政の推進を図るもの。

【基本理念】

- 自助：住民一人ひとりが自分自身を守ること
- 公助：行政が住民を災害から守ること
- 共助：地域社会がお互いを災害から守ること

【緑の位置付け】

- ・市内各地の公園や学校施設、福祉施設等が各種避難場所や輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場等として指定されている。
- ・都市の防災構造の強化計画として、避難場所、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進し、広域避難地となる都市基幹公園の整備、一時的な避難場所となる住区基幹公園の整備、避難路や延焼遮断空間としての機能強化のための既存道路の緑化、市街地緑化の機能を有する緑地や並木など市街地における緑化や緑の保全などに努めることとされている。

※生産緑地地区：良好な都市環境を確保するため、農林漁業都の調査を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的とした生産緑地制度の一環として、一定の条件を満たす市街化区域内の農地について定められる地区のこと。

※ビオトープ：生命：バイオ(bio)と、場所：トポス(topos)の合成語で、生物の生息空間のこと。

## 2 大和郡山市の自然条件

### 2-1 気象条件

奈良県の気候は瀬戸内海性気候に属することから概ね温暖ですが、県北部の奈良盆地及び大和高原では内陸性気候の特徴を有し、気温は日中と夜間の差が大きく、また夏は暑く冬は寒くなる傾向が見られます。大和高原では、これに加えて山岳性気候の特徴が見られ、冬は厳しい寒さとなります。一方、県南部の気候は山岳性気候の特徴を有し、特に、大台ヶ原山を中心とする南東部の山地は、日本屈指の多雨地帯となっています。

月別降水量を見ると、梅雨の時期である6月頃と秋雨の時期であり台風が多く訪れる9月頃の二峰性となり、瀬戸内海性気候の特徴が見られます。また年間降水量は1,300mm程度であり、全国平均の約1,700mmとくらべると少なくなっています。

本市の気候は、奈良盆地の北部に位置していることから、上述の奈良盆地における気候の特徴が見られます。

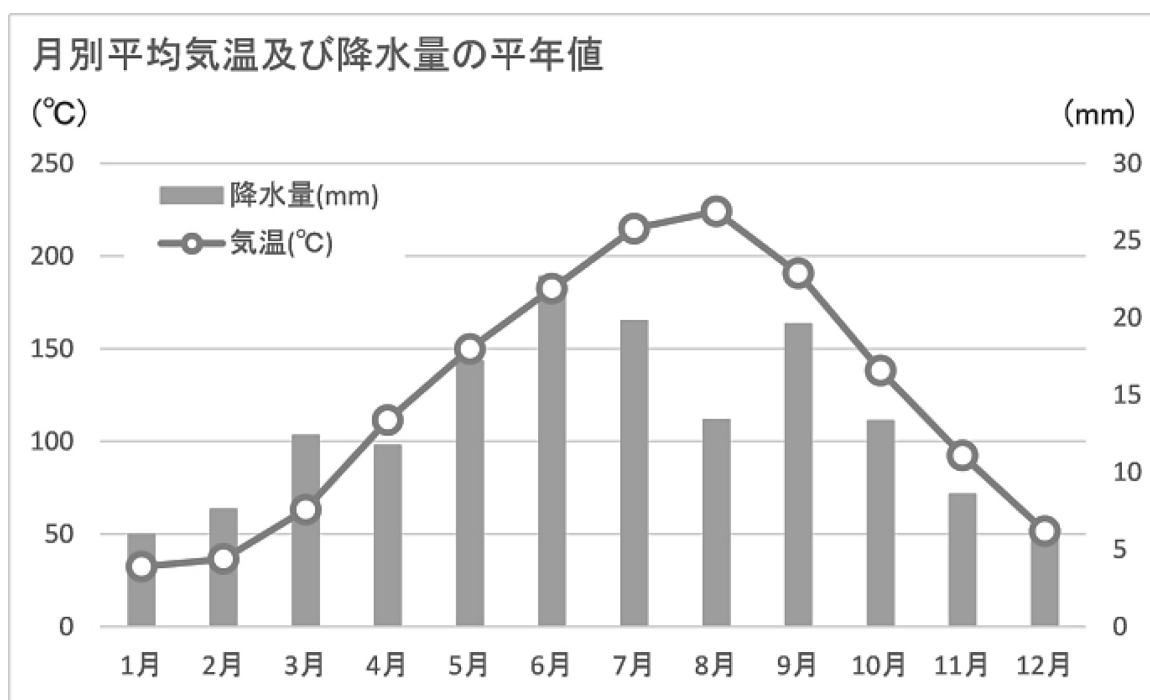


図 1-7 月別平均気温及び降水量の平年値

出典：気象庁ホームページ、過去の気象データ（奈良気象台）

## 2-2 地 形

本市は、東西約 9km、南北約 7km、面積は約 42.7km<sup>2</sup>です。市内には一級河川である大和川水系の佐保川及び富雄川の 2 つの河川が流れ、西部に広がる矢田丘陵を除くとほとんどが平野となっています。

市の西部は生駒市との市境をなす矢田丘陵が南北に連なり、その東麓を富雄川が南流しています。矢田丘陵は、その斜面に砂礫台地や谷底低地が入り組む地形となっており、また富雄川の両岸は氾濫原低地となっています。

富雄川と佐保川の流域界は低い丘陵となっており、この東側斜面の砂礫台地上に郡山城跡があります。本市は郡山城の城下町として発展してきており、古くからの市街地は城跡の東側に形成されてきました。

市街地の東方を貫くように南流する佐保川の両岸には氾濫原低地が広がっており、その他の平野部は佐保川の緩扇状地となっています。

佐保川、富雄川の両河川はいずれも本市の南方で本流の大和川に合流し、王寺方面に流下していきます。

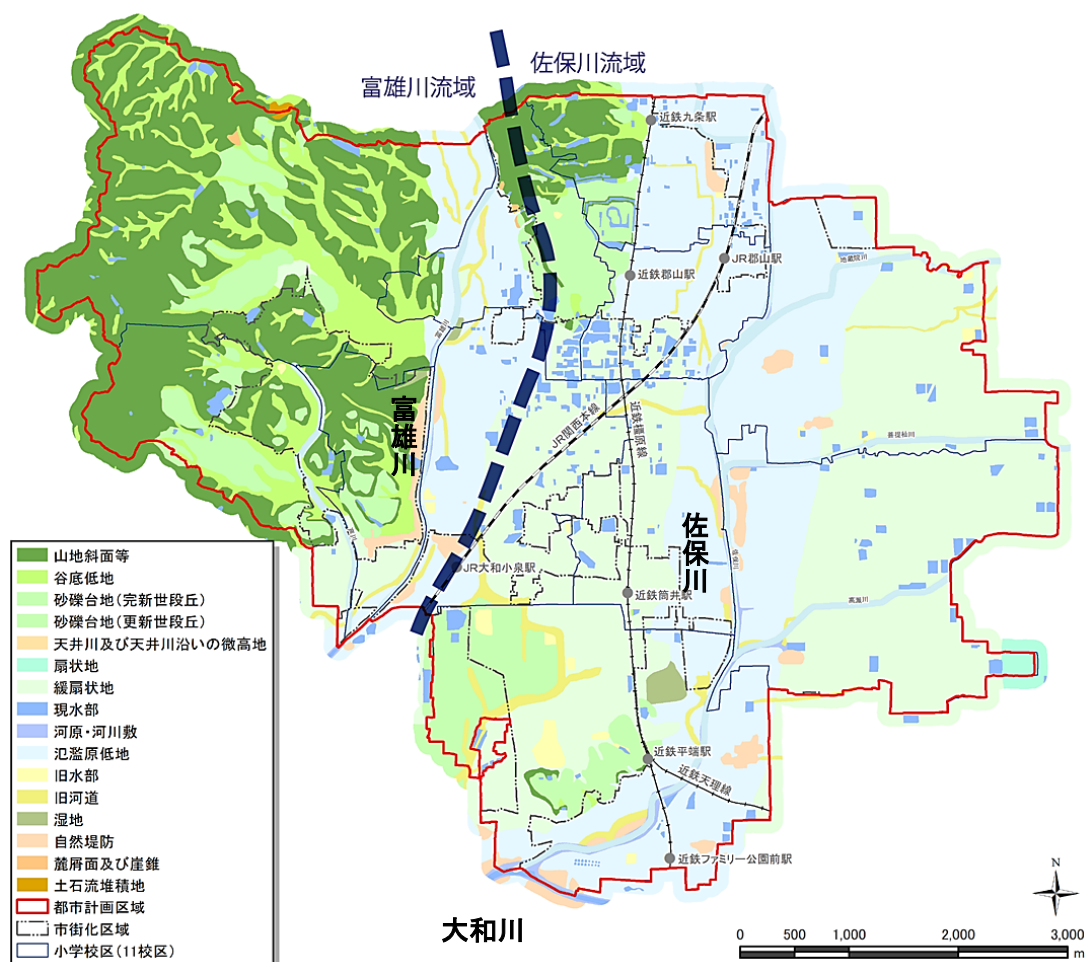


図 1-8 大和郡山市の地形の概略

出典：1/50,000 土地分類基本調査「大阪東南部（2012年調査）」「桜井（2012年調査）」、国土交通省

## 2-3 植 生

本市において樹林地は 488.1ha となっており市域の 11.4%を占め、市街地西方の矢田丘陵に集中しています。樹林地のうち落葉広葉樹等の自然林が 351.4ha（市域の 8.2%）となっており、人工林であるスギ・ヒノキ・サワラ植林が 87.2ha、竹林が 49.5ha と合わせて市域の 3.2%を占める程度であることから、本市の樹林地は落葉広葉樹等の自然林が主体となっていることがわかります。この自然林に注目するとアベマキ-コナラ群集が 321.1ha とそのほとんどを占めており、モチツツジ-アカマツ群集の 15.2ha、シイ・カシ二次林の 11.5ha と続きます。

平野部の市街化調整区域は、その大部分をあぜや雑草の水田雑草群落（1,548.6ha：市域の 36.3%）、その中に旧集落地や開発団地などの市街地が点在しています。

市街化区域内では、郡山城跡を除いてほとんどが市街地（1,688.2ha：市域の 39.6%）もしくは工場地（203.8ha：市域の 4.8%）となっています。

表 1-1 植生分類別面積表

分類	面積(ha)	比率(%)
アラカシ群落	2.2	0.1%
カナメモチーコジイ群集	1.2	0.0%
シイ・カシ二次林	11.5	0.3%
アベマキーコナラ群集	321.3	7.5%
モチツツジーアカマツ群集	15.2	0.4%
スギ・ヒノキ・サワラ植林	87.2	2.0%
竹林	49.5	1.2%
ゴルフ場・芝地	9.3	0.2%
路傍・空地雑草群落	26.7	0.6%
果樹園	7.8	0.2%
畑雑草群落	9.5	0.2%
水田雑草群落	1,548.6	36.3%
放棄水田雑草群落	7.7	0.2%
市街地	1,688.2	39.6%
緑の多い住宅地	13.7	0.3%
残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	83.2	1.9%
工場地	203.8	4.8%
造成地	5.3	0.1%
開放水域	176.2	4.1%
合計	4,268.0	100.0%





## 2-4 生物の生息・生育環境

奈良県版レッドデータブック（2016年改訂版）によると、記載されている種のうち、本市を分布地としている種は141種となっています。また、矢田丘陵と周辺の田園地帯をふくむ里山的な地域がホットスポットとして指定されています。

矢田丘陵の山裾部に広がる農地に囲まれた森林は鳥類にとって重要な生息地となっており、絶滅危惧種のアカショウビン、希少種 của ヤマドリなどが確認されています。矢田山遊びの森は昆虫の多様性が高い地域であり、自然観察のポイントとしても貴重な環境となっています。このほか、ため池や湿地、二次林、農地など、多様な土地利用を内包する環境が貴重な生物の生息、生育環境となっています。動物では絶滅寸前種のマダラナニワトンボや注目種のショウリョウバッタモドキなどが、植物ではため池において絶滅寸前種のマルバオモダカや絶滅寸前種かつ注目種であるカラコギカエデなどが確認されています。

レッドデータブックに記載されている種を分類すると、鳥類では絶滅寸前種の1種、絶滅危惧種の17種、希少種の43種を含めて64種と最も多く記載されています。次いで、維管束植物が絶滅寸前種の6種、絶滅危惧種の17種、希少種の14種を含めて38種、さらに昆虫類では絶滅寸前種の1種、絶滅危惧種の3種、希少種の9種を含めて18種が記載されています。

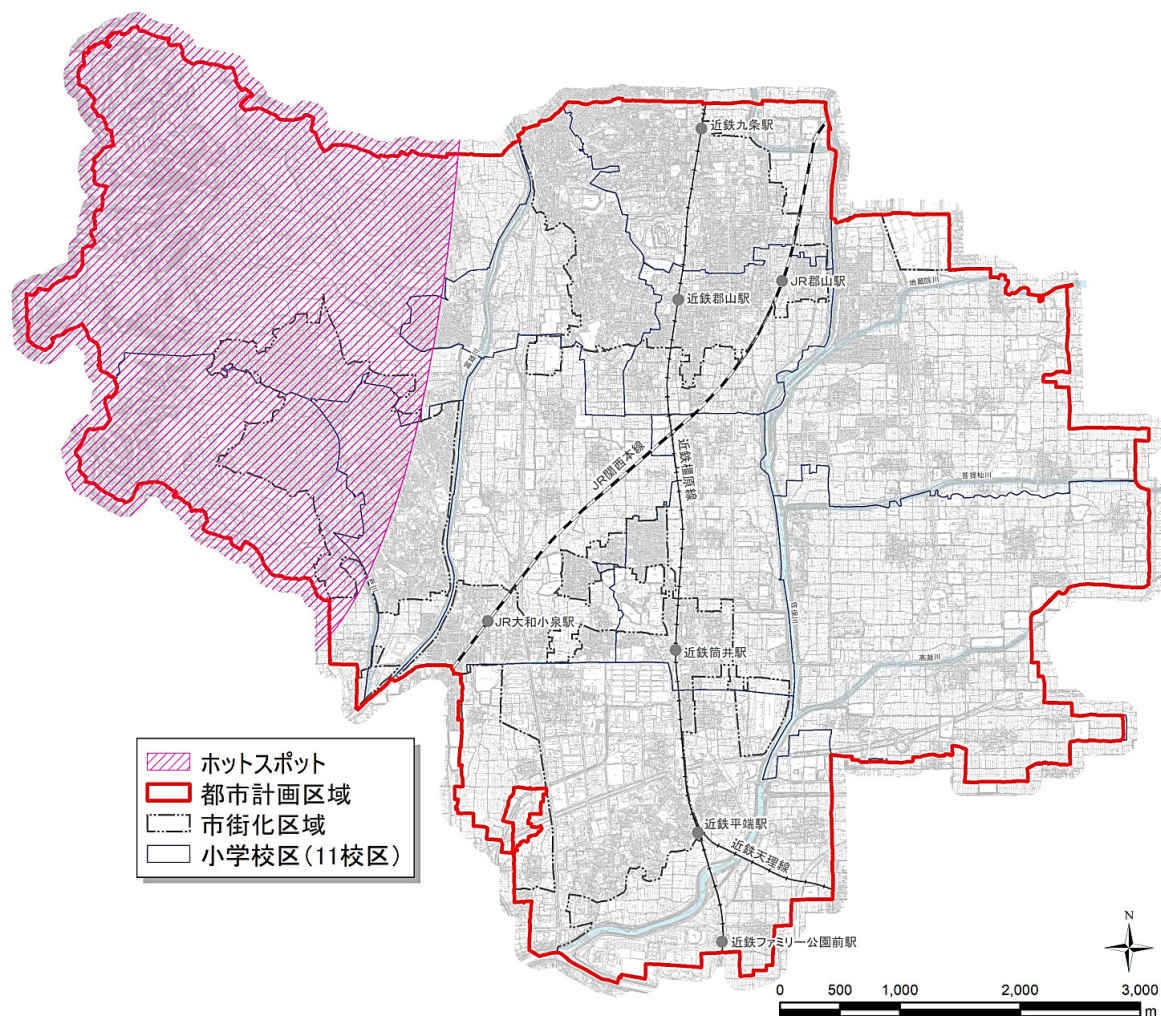


図 1-10 生物の生息・生育環境

出典：大切にしたい奈良県の野生動植物 奈良県版レッドデータブック 2016 改定版